

平成 22 年度決算に基づく
健全化判断比率等の概要

平成 23 年 10 月
総務部 財務課

平成 22 年度決算に基づく霧島市健全化判断比率等の概要について

平成 19 年 6 月に公布された「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」の規定により一部施行であった平成 20 年度（平成 19 年度決算）から、健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率）及び資金不足比率について算定、公表がなされたところであります。平成 21 年度（平成 20 年度決算）からは全面施行となり、前述等の算定等に加え健全化判断比率等が早期健全化基準、財政再生基準等以上となる団体にあつては、財政健全化計画や財政再生計画の策定が義務づけられました。

霧島市の平成 22 年度決算に基づく健全化判断比率等は次のとおりです。

平成 22 年度決算に基づく健全化判断比率等の算定結果

平成 22 年度霧島市各会計の決算に基づき「健全化判断比率」を算定したところ下表のとおり、いずれの指標についても早期健全化基準、財政再生基準を下回りました。

指標		霧島市	早期健全化基準	財政再生基準
健全化判断比率	実質赤字比率	- %	11.63%	20%
	連結実質赤字比率	- %	16.63%	35%
	実質公債費比率	13.1%	25%	35%
	将来負担比率	68.9%	350%	

実質赤字額および連結実質赤字額がない（黒字）ため、「 - 」で表示しています。

各公営企業における「資金不足比率」については、平成 22 年度決算において資金不足を生じた公営企業がないため該当ありません。

指標	特別会計	霧島市	経営健全化基準
資金不足比率	水道事業会計	- %	20%
	工業用水事業会計	- %	
	病院事業会計	- %	
	下水道事業特別会計	- %	
	温泉供給特別会計	- %	

資金不足額がないため、「 - 」で表示しています。

1 早期健全化基準

健全化判断比率のいずれか 1 つでも早期健全化基準以上の場合には、「早期健全化段階」となり 財政健全化計画の策定（議会の議決が必要）、外部監査の要求が義務づけられ、実施状況を毎年度議会に報告して公表し、早期健全化が著しく困難と認められるときは県知事から必要な勧告が行われます。

2 財政再生基準

健全化判断比率のいずれか 1 つでも財政再生基準以上の場合には、「財政再生段階」となり、財政再生計画の策定（議会の議決が必要）、外部監査の要求が義務づけられ、実施状況の報告・公表に加え、財政再生計画を総務大臣に協議し、同意を求めることができ（*）、財政運営が計画に適合しないと認められる場合等においては、予算の変更等が勧告されます。

（*）同意がなければ、災害復旧事業債等を除き起債が制限されます。

3 経営健全化基準

早期健全化基準に相当するもので、資金不足比率がこの基準以上である公営企業会計は、経営健全化計画の策定が義務づけられます。

〈各指標について〉

1 健全化判断比率

(1) 実質赤字比率 H22 なし(H21 なし) 【早期健全化基準 11.63%】

一般会計等の実質収支額の合計が赤字となった場合、当該赤字額の標準財政規模（*）に対する割合。これが生じた場合には、赤字の早期解消を図る必要があります。

（*）標準財政規模 = 標準税収入等 + 普通交付税 + 臨時財政対策債発行額

【算定式】

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}} = \frac{2,100,167 \text{千円}}{34,340,882 \text{千円}} = \mathbf{6.11\%}$$

(H21 5.69%)

実質赤字額、実質赤字比率が黒字である場合は で表示します。

(2) 連結実質赤字比率 H22 なし(H21 なし) 【早期健全化基準 16.63%】

一般会計および特別会計の実質収支額と公営企業会計の資金剰余（不足）額の合計が赤字となった場合、当該赤字額の標準財政規模に対する割合。これが生じた場合には、問題のある赤字会計が存在することとなり、赤字の早期解消を図る必要があります。

【算定式】

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}} = \frac{2,100,167 \text{千円} + 4,712,118 \text{千円}}{34,340,882 \text{千円}} = \mathbf{19.83\%}$$

(H21 19.97%)

連結実質赤字額、連結実質赤字比率が黒字である場合は で表示します。

(3)実質公債費比率 H22 13.1%(H21 13.9%) 【早期健全化基準 25%】

一般会計等が負担する元利償還金および準元利償還金の標準財政規模に対する割合の過去3カ年の平均値。この値が18%を超えると起債の許可が必要となり、25%を超えると一部の起債が制限されます。

【算定式】			
実質公債費比率	=	$\frac{\text{地方債の元利償還金} + \text{準元利償還金} - (\text{特定財源} + \text{基準財政需要額算入額})}{\text{標準財政規模} - \text{基準財政需要額算入額}}$	の3カ年平均 13.1% (H21 13.9%)
$\frac{\text{【H22】}}{\text{29,251,868千円}}$	=12.1%	$\frac{\text{【H21】}}{\text{28,164,107千円}}$	=13.6%
3,528,204千円		3,819,038千円	
$\frac{\text{【H20】}}{\text{27,331,917千円}}$	=13.9%		
		3,798,699千円	

(4)将来負担比率 H22 68.9%(H21 105.7%) 【早期健全化基準 350%】

一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する割合。これらの負債が将来、財政を圧迫する可能性が高いかどうかを示す指標です。

【算定式】			
将来負担比率	=	$\frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源} + \text{基準財政需要額算入額})}{\text{標準財政規模} - \text{基準財政需要額算入額}}$	$\frac{20,165,118 \text{千円}}{29,251,868 \text{千円}} = \mathbf{68.9\%}$ (H21 105.7%)

2 公営企業の資金不足比率

公営企業会計ごとの資金不足額のそれぞれの事業規模（事業収入）に対する割合であり、経営健全化基準（20%）以上となった場合には、経営健全化計画を定めなければなりません。平成22年度においては、資金不足が生じた公営企業はないため、資金不足比率は該当がありません。

【算定式】			
資金不足比率	=	$\frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$	
$\frac{\text{【水道】}}{\text{2,000,303千円}}$	= 107.08%	$\frac{\text{【工業用水】}}{\text{4,241千円}}$	= 1,151.90%
2,141,930千円		48,852千円	
$\frac{\text{【下水道】}}{\text{330,109千円}}$	= 10.18%	$\frac{\text{【温泉】}}{\text{74,216千円}}$	= 5.63%
33,601千円		4,182千円	
			$\frac{\text{【病院】}}{\text{4,039,326千円}}$ = 50.73%
			2,044,530千円

資金不足額が黒字である場合は ー で表示します。